

第1回 白馬村学校のあり方検討委員会次第

日時：令和 2年12月 3日（木）

午後6時から

場所：白馬村役場 201 会議室

1. 【開 会】
2. 【あいさつ】
3. 【委嘱状交付】
4. 【自己紹介】
5. 【白馬村学校のあり方検討委員会規則について】
6. 【正副委員長選任】
7. 【諮 問】
8. 【報 告】

白馬村教育環境の現状
9. 【協 議】

今後の進め方について
10. 【その他】
11. 【閉 会】

座席表（敬称略）

	委員長		副委員長

1	地域住民代表
区長会長 田中 哲	
2	地域住民代表
区長会副会長 松田 浩貴	
3	地域住民代表
区長会長 松島 安則	
4	保護者代表
白馬南小 柏原 周平	

12	学識経験者
窪田徳右衛門	
11	学識経験者
塩島 弘之	
10	公募委員
清水 蛭	
9	学校関係者
白馬中学校長 浅原 昭久	

5	保護者代表	6	保護者代表	7	学校関係者	8	学校関係者
白馬北小 高野美海子		白馬中学 徳武 信一		白馬南小学校長 倉科 浩美		白馬南小学校長 松下 設吉	

白馬村学校のあり方検討委員会名簿

	氏 名	備 考
1	田中 哲	地域住民
2	松田浩貴	地域住民
3	松島安則	地域住民
4	柏原周平	保護者代表
5	高野美海子	保護者代表
6	徳武信一	保護者代表
7	倉科浩美	学校関係者
8	松下設吉	学校関係者
9	浅原昭久	学校関係者
10	清水 蛍	公募委員
11	塩島弘之	学識経験者
12	窪田徳右衛門	学識経験者

白馬村学校のあり方検討委員会規則

〔 令和2年7月28日 〕
〔 白馬村教育委員会規則第6号 〕

(趣旨)

第1条 この規則は、白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成29年白馬村条例第25号）第7条の規定に基づき、白馬村学校のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、白馬村教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、調査及び検討を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。

(任期)

第3条 職名委嘱された委員の任期は、その在職期間内とし、交替があった場合は交替者が委員になるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をおき、委員が互選する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるとき又は委員長がかけたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後、最初の会議は教育長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員

長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見等を求めることができる。

5 委員会の会議は、原則公開とする。ただし、委員会の決定があったときは、非公開とすることができる。

(報酬等)

第6条 委員の報酬及び費用弁償については、白馬村特別職の職員で非常勤のものものの報酬に関する条例（昭和34年白馬村条例第3号）及び特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例（昭和32年白馬村条例第16号）に定めるところにより支給する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

白馬村学校のあり方検討委員会
委 員 長 様

白馬村教育委員会

諮 問 書

白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例第 3 条の規定により、下記事項を諮問致します。

記

1 諮問事項

白馬村立小、中学校の今後について

- ・望ましい教育環境のあり方
- ・地域と連携した学校づくりのあり方

2 諮問理由

我が国の人口は、平均寿命が大幅に伸びてきた一方で、昭和 46 年以降の出生数の減少が続いており、少子高齢化が世界に例を見ないスピードで進行しています。平成 27 年度国勢調査人口 1 億 2,709 万人をもとに、国立社会保障・人口問題研究所が行った平成 29 年人口推計によれば、20 年後の 2040 年に人口は 1 億 1,092 万人、33 年後の 2053 年に 9,924 万人となり、45 年後の 2065 年に 8,808 万人になると発表されています。

白馬村の人口のピークは 2,005 (平成 17 年) 年の 9,500 人であり、その後人口は減少し、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」によると、2025 (令和 7 年) 年には 8,056 人となり、その後 2030 年 (令和 12 年) に 7,638 人、20 年後の 2040 年には 6,775 人とされています。この人口は、昭和 50 年代と同水準の人口規模まで落ち込む数値と予想されています。

こうした中で、白馬村の児童生徒数も同様に減少が続いています。村人口ピーク時の 2,005 (平成元年) 年は児童 697 人、生徒 371 人でしたが、2020 (令和 2 年) 年は児童 416 人、生徒 203 人となっています。平成 30 年に白馬村教育委員会が RESAS の数値を利用した児童数の推移は 10 年後の 2030 (令和 12 年) 年に 242 人となり、白馬南小は 80 人規模で推移しますが、白馬北小学校では平成 20 年から比較すると 100 人を超える減少となる見込みです。

村内の学校は白馬南小の南校舎が昭和 47 年、白馬北小の北校舎が昭和 46 年、白馬中学が平成 8 年の建築となっています。鉄筋コンクリート造の建物は、耐用年数が 50 年、木造の建物は 25 年であり、耐用年数が間近に迫っており大規模改修、もしくは建替えの時期が迫っています。また全世界中で新型コロナウイルス感染症が蔓延し、学校運営も「新しい生活様式」を取り入れた教育が求められています。密接、密集、密閉の三密を極力避けなければなりませんし、その問題についても学校運営の検討課題と考えています。

教育委員会としては、以上のような状況を踏まえ、今後の白馬村における学校のあり方を研究し、施設の配置や規模などの具体的な実施計画を策定していく必要があると考えており、今回「白馬村学校のあり方検討委員会」に、白馬村立小中学校において、将来にわたって質の高い教育を維持するため、児童生徒にとって、どのような教育環境が必要かを総合的に議論し、望ましい学校のあり方について答申いただきたいと思っております。